

地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価制度の見直しに伴う経過措置について

平成25年11月29日

総合政策局交通支援課

I. 観点

今般の地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価制度の見直しに伴い、評価実施時期と評価対象期間が変更されることになるが、制度の円滑な移行を図るため、以下の観点から経過措置を設ける。

【観点1】評価対象期間の重複

26年2月までに実施される事業評価（以下「次回評価」という。）について、本年春に実施済みの事業評価（以下「前回評価」という。）との間で、一部事業（補助メニュー）について評価対象期間が重複することとなる。

【観点2】評価実施時期の変更

上記観点での経過措置が不要な事業（次回評価と前回評価で評価対象期間が重複しない場合）であっても、従来の制度であれば26年4月又は5月までに一次評価・二次評価が実施される予定であったものについて、評価実施時期が数ヶ月程度前倒しになることから、必要に応じ、協議会における準備期間を考慮する必要がある。

II. 事業メニューごとの対応

1. 確保維持事業

①陸上交通・離島航路

25年度事業に係る評価は前回評価において実施済みであり、一次評価・二次評価とも次回評価は必須とはしない。ただし、今般の事業評価制度の見直しに伴い、新たな評価の観点が変わったこと等を踏まえ、改めて評価を実施することを希望する地域（協議会）については、一次評価・二次評価を実施することも可能とする。

この場合においては、一次評価・二次評価のいずれにおいても、今回の制度見直しで評価項目に追加又は見直しが行われた「前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況」及び「事業の今後の改善点（特記事項を含む）」を中心に評価を実施すれば足りることとし、協議会の負担軽減の観点から、「事業実施の適切性」及び「目標・効果達成状況」の評価のために新たにデータを取得することまでは求めない。

次回評価を実施した場合においては、複数年度評価（隔年評価）として、27年冬には二次評価を実施せず、28年冬に一括して二次評価を実施することもできる（実施要領6.（1）②ウ. に掲げる事由に該当するものとして複数年度評価の対象とならない場合を除く。）。

一方、次回評価を実施しなかった場合には、27年冬には複数年度評価（隔年評価）の対象とはせず、二次評価を必須とする。

25年4月以降に調査事業から移行した事業については、次回評価は一次評価・二次評価とも必須とはしないが、上記同様、協議会が評価を希望する場合には評価を実施することとする。一方、評価を実施しなかった場合にあつては、27年2月の評価では、次回評価における評価対象期間を含めて、評価を実施する。

②離島航空路

評価実施時期が3ヶ月程度前倒しになることを踏まえ、次回評価についてのみ、一次評価・二次評価の実施時期を従前の通りとすることを可能とする。

2. バリア解消促進等事業

前回評価で24年度事業期間全てを対象に評価を実施済みであり、一次評価・二次評価とも不要とする。

3. 調査等事業

評価実施時期が3ヶ月程度前倒しになることから、次回評価についてのみ、一次評価・二次評価の実施時期を従前の通りとすることを可能とする。

Ⅲ. 次回評価（二次評価）における第三者評価委員会の開催について

確保維持事業（陸上交通・離島航路）について（※1）は、第三者評価委員会を26年2月までに開催し、二次評価を実施する。それら以外の事業については、26年5月までに二次評価を実施することになるが、第三者評価委員会をあらためて開催することとした場合の委員等の負担も考慮し、5月の評価については、委員への事前の個別相談等を経た上で、運輸局等関係者のみによる評価で足りる（※2）こととする。

※1 それら以外の事業であっても、その時点までに協議会における一次評価を実施済みの場合には、それらを含めて二次評価を実施することもできる。

※2 ただし、評価を希望する協議会がなかったこと等により2月に第三者評価委員会を開催しなかった場合にあつては、原則として5月には第三者評価委員会を開催することとする。